

令和 2 年度審査品質管理小委員会報告書

令和 3 年 3 月

産業構造審議会 知的財産分科会
審査品質管理小委員会

はじめに

我が国企業の事業活動・研究活動のグローバル化に伴う諸外国での知的財産の円滑な権利化に向けて、我が国特許庁の審査結果が諸外国でも通用し、海外でも迅速に権利化が図れるよう、国際的にも信頼される質の高い審査が求められている。また、産業財産権制度を活用した事業の予見性を高め、紛争を未然に防止するためにも、質の高い審査が求められており、ニューノーマルと呼ばれるウィズコロナ／ポストコロナ時代においても、審査の質の維持・向上は欠くことができないものである。

我が国特許庁は、平成26年に、「強く・広く・役に立つ権利設定」などをうたった「品質ポリシー」を策定・公表した。「品質ポリシー」に基づく審査を実施していくための品質管理システムを特許・意匠・商標横断的に構築し、継続的改善を図ってきた。令和2年度は、ウィズコロナ／ポストコロナ時代への社会環境の変化にも対応すべく、オンライン面接の拡充等のデジタル化の取組も推進している。

審査品質管理小委員会は、特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況についての検証・評価を通じ、その改善に向けた提言等を行うため、平成26年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置されたものである。審査品質管理小委員会による客観的な評価や改善提言は、国際的に見ても先進的な品質管理を実現すべく、特許庁の取組に反映されてきた。

本報告書は、ウィズコロナ／ポストコロナ時代における「新たな日常」のもと、令和2年度の特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況について評価し、その改善点についての検討を行った結果を取りまとめたものである。

産業構造審議会 知的財産分科会 審査品質管理小委員会
開催経緯

令和２年度第１回審査品質管理小委員会 令和３年２月１５日

議事

1. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について
2. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について

令和２年度第２回審査品質管理小委員会 令和３年３月２２日

議事

1. 令和２年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

産業構造審議会 知的財産分科会 審査品質管理小委員会
委員名簿

小委員長

いのうえ ゆりこ
井上 由里子

一橋大学大学院法学研究科 教授

いのうえ わたる
井上 渉

日刊工業新聞社 執行役員編集局長

おおすが しげる
大須賀 滋

北浜法律事務所 弁護士

こんどう けんじ
近藤 健治

日本国際知的財産保護協会 副会長

すがわら しゅんいち
菅原 峻一

特許事務所サイクス 弁理士

たなか けんじ
田中 健次

電気通信大学大学院情報理工学研究科 教授

とだ ゆうじ
戸田 裕二

日本知的財産協会 理事長

ほんだ けいこ
本多 敬子

本多国際特許事務所 弁理士

むらまつ ゆうこ
村松 由布子

杉村萬国特許法律事務所 弁理士

(敬称略，五十音順)

目次

I. 特許庁における審査品質管理の取組の概要	1
II. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果	3
1. 特許審査の品質管理に関する評価結果	4
2. 意匠審査の品質管理に関する評価結果	16
3. 商標審査の品質管理に関する評価結果	26
III. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言	37
1. 特許審査の品質管理に関する改善提言	37
2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言	40
3. 商標審査の品質管理に関する改善提言	43
IV. むすび	46

Ⅰ. 特許庁における審査品質管理の取組の概要

特許庁は、品質管理システムを構築し、審査の品質管理を行っている（図1）。この品質管理システムの整備及び実施に対しては、長官及び特許技監（商標では特許技監に代わり審査業務部長）が責任を負っている。

また、実体審査を行う審査部門、施策の企画・立案を行う部門、質の把握・分析を行う部門が、相互に緊張関係を有しながら連携することで審査の品質管理を行うとともに、P D C Aサイクルを回して、審査の質の継続的改善を図っている。

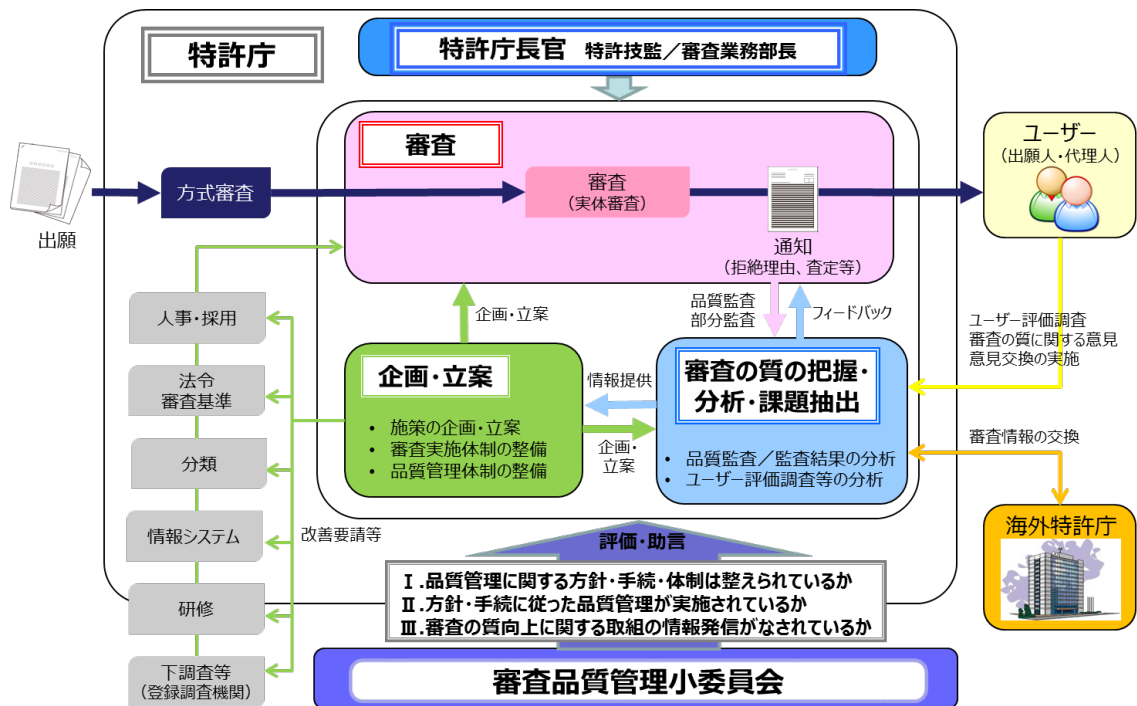


図1：特許庁の品質管理システムの全体像

本小委員会は、審査品質管理の実施体制及び実施状況の評価を通じ、その改善に向けた提言等を行うため、平成26年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。本小委員会の評価や改善提言はP D C Aサイクルに反映され、審査の質の維持、向上に寄与する役割を有している（図2）。

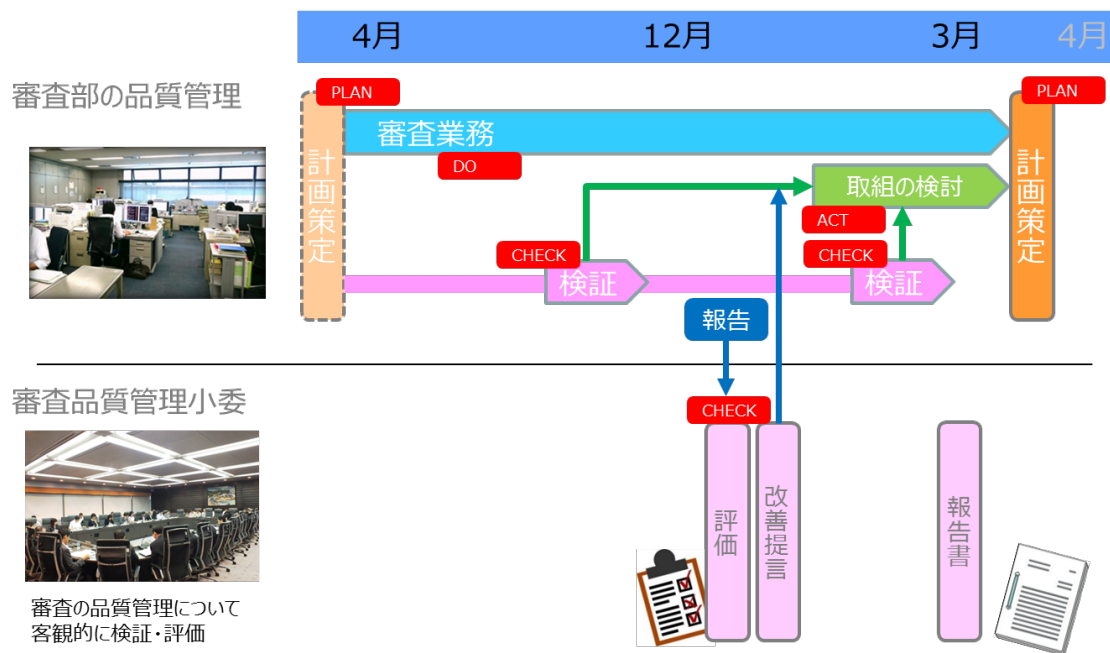


図 2：庁内の品質管理と審査品質管理小委員会との関係

特許庁の品質管理システムは、特許審査、意匠審査及び商標審査における「品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」として文書化され、特許庁のホームページ¹において公表されている。

¹ 特許庁の審査品質管理の詳細及び品質マニュアルについては次のページを参照。

<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/index.html>

Ⅱ．審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

本小委員会は、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を、平成26年度に策定された「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」（巻末の[参考資料1](#)を参照）に基づいて行った。

特許審査、意匠審査、商標審査とも評価項目及び評価基準は共通としており、各評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、評価項目ごとに具体的に4段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）を設定している。例えば、品質向上及び品質検証のための取組に関する評価項目⑥及び⑦では、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」場合に「良好」と評価し、加えて「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合に「極めて良好」と評価するという基準としている。

本小委員会による審議を前に、令和元年度改善提言に関する取組状況、及び各評価項目についての実績・現況等をまとめた資料（資料1－1、1－2、1－3、資料2－1、2－2、2－3）が、特許庁から委員に提示された²。当該資料の提示を受けた各委員は、「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」に基づき、特許庁の特許審査、意匠審査及び商標審査の品質管理の実施体制・実施状況进行评估し、本小委員会としての評価を取りまとめるべく、審議した。

評価の取りまとめにあたっては、各委員から示された評価の中央値を本小委員会の評価とし、本小委員会の評価と異なる評価をした委員がいる場合には、その旨を併記することとした。

以下に、本小委員会の評価結果を示す（評価結果一覧については巻末の[参考資料2](#)を参照）。

² 各資料については、第1回審査品質管理小委員会議事次第・配布資料一覧を参照。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/2020-01-shiryuu.html

1. 特許審査の品質管理に関する評価結果

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の作成、具体的手順を示す文書の作成、これらの文書の適切な管理がなされている。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を機に、オンライン上のコミュニケーションを充実させるため「面接ガイドライン【特許審査編】」の改訂を行っており、DXに向けた品質管理体制の整備を行っている。
- 特許審査の品質を維持するための文書が、階層的に整備されており、審査官がどの文書をどの場面においてよるべきかについて分かりやすく、審査の品質向上に役立つものと考えられる。

<今後期待される点>

- 品質ポリシーの記述の順序や品質マニュアルとの関連づけについては、改善の余地があるように思われる。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 審査の進め方については「特許・実用新案審査基準」に定められている。
- 品質管理については、PDCA サイクル概念図とともに各項目の担当、手順などが詳細に示された「品質マニュアル」が作成されている。
- 審査及び品質管理に関し、具体的な手続や担当が十分に明確化されている。テレワークに伴う面接・電話対応に関する「面接ガイドライン」が改訂されて、手続が明確となった。
- 審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて、職制に応じて具体的に定められており、また、庁内に留まらず、庁外の有識者、

ユーザーからの評価や、外国特許庁との情報共有といった視点も担保されており、客観的な評価が可能な体制が整えられている。

<今後期待される点>

- 品質マニュアル等において、審査の質の向上との関係で研修の受講等による知識習得が挙げられているが、日常的に発見された問題とその改善における研修の役割との関係が明らかでない。審査長が日常的に指導したところで感じる審査官の問題点が、研修担当者との間でどのように共有され、審査官に共通する問題として研修に反映されるのかを明らかにした方がよいと思われる。それにより、品質管理との関係における研修の位置づけが明確に伝わると思われる。
- 審査官などの利用者が読みやすく、理解しやすいマニュアルになっていることが確認されていない。（作成、提示側ではなく、利用者側の視点からの確認の必要性）

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。また、「概ね達成」との評価もあった。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」は容易にアクセスできるように外部公表されており、審査に関わる職員に対する研修も着実に実施されている。
- コロナ禍においてもユーザーである企業にコンタクトする努力を行い品質に関する取組の紹介を行っていることが認められる。
- 庁内においては、イントラネット・研修等を通じ情報共有を図り、テレワーク環境への対応も行っていることが認められる。

<今後期待される点>

- 「品質ポリシー」等の紹介に関し、企業へのコンタクトについては昨年実績よりも少ない。

- 制度ユーザーへの公表はなされているが、制度ユーザーへの積極的な説明までは至っていないと考えるため、改善の余地が十分ある。
- 職員に対する周知及び理解度の確認はなされていると考えるが、理解度に応じた対策を適切に講じているのか疑義が残る。
- 講義の理解度に関して、アンケート調査、テストによる評価は実施されているが、その結果は書かれていない。「理解されているかどうかを把握」のみならず、「理解されていることを確認した」・「理解不十分な部分の講義内容を改訂した」等の対応結果が欲しい。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。他方、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 従前からの施策（恒常審査官の採用、IoT 関連発明に精通した担当官との協議）に加え、審査官向けオンラインセミナー等活用の推進、外国語文献調査、IoT に対する育成等の取組は評価に値する。
- 技術革新・調査すべき外国文献の増加などに伴い時間的質的な審査技術の向上が要求される中、審査官数確保を図り、コロナ禍にあってもその育成のためオンラインでの研修などを行っている。
- コロナ禍において、リモートワークにスムーズに移行できたのは、従前より取り組んできた審査体制の成果と思われる。
- 審査のスピードは、良いと思われる。
- 中韓特許文献の日本語訳の質が向上したとの声は聞く。

<今後期待される点>

- 審査官数は昨年度と同水準であるが、米欧中国と比較して顕著に少ないことが懸念される。現状で審査の質は維持されているとしても、世界最高水準の審査体制を目指すため長期的計画についてローリングが必要なのではないか。
- 人員体制が十分とは言えず、人員配置の強化は継続的な課題である。

- 国際的な水準を考慮すると人員配置の点で未だ改善の余地があると思われる。
- 審査体制として、審査官の数も大事だが、専門性を高めることも大事であると思われる（特に今後の発展が期待される分野に関して）。
- IoT 協議数が減少している。
- テレワーク下で、審査官の登庁日の制限により電話による意思疎通の手続が煩雑となった。
- コロナ感染症の感染状況に関係なく、オンライン面接を強化し、更なる審査の迅速化に努めるべきである。
- リモートワークは実現しつつも、審査官との電話によるコミュニケーションの機会が限られるなどの事例が生じた。メールによるコミュニケーションを可とする対応がされたが、民間であれば当然に手当しているであろう点の手当の不足を感じた。
- 外国文献の爆発、特に中国文献の増大への対応として、検索外注等の強化が対策されているが、現下の特許庁・歳入出の逼迫した状況を考慮した対策をとるべきである。例えば、外国文献の採択率の高い分野から優先的に対応するなどの工夫が必要ではないか。Q（品質）は、C（コスト）、D（納期）との関係で推進されるべきものであり、一律に検索外注化を推進するというより、費用対効果の高い分野に絞って推進すべきではないか。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。）

<評価された点>

- 品質管理に携わる職員の責任・権限が明確に定められている。品質管理施策の企画立案組織と、分析評価を行う組織により、審査品質の不断の改善に向けた PDCA がまわせる体制となっている。国際的に遜色のない体制と評価する。
- 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者を設けており、重層的な構造で多様な視点からの品質評価ができる体制を採用している点は評価できる。

- 評価される側（審査官）の人数や審査件数に対し評価する側の人数が少ない印象があるが、品質管理体制自体はしっかりと構築されているため、良好であると考ええる。

<今後期待される点>

- 今後、世界最高水準の体制を目指すために何が求められるのか、目標・課題を明示してほしい。
- 昨年度も指摘されているが、諸外国の品質管理体制と比較検討し、日本が取り入れてゆくべき点を明らかにするという姿勢が見えることが望まれる。
- テレワーク環境に変わったことに対応して、品質管理体制の効率化・最適化ができているかは不明である。
- テレワーク環境下での実施体制について、更なる検証、改善は必要と思われる。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。）

<評価された点>

- 決裁、決裁前チェック、知識共有、面接電話対応の充実、企業ニーズに合わせた支援、外国特許文献サーチ等拡充、審査等ツールの審査官への提供、品質関連情報の審査官への提供、検索インデックスの適切な付与など、多面的な品質向上の取組が継続して着実に行われている。
- 決裁前に、決裁者の決裁の補完として、技術情報管理官や品質管理官による重層的なチェックを行っている点は評価できる。
- 管理を強化するだけでは限界があるので、審査官間の協議を推進し、「協議の手引」を作成していることは、審査官の品質向上へのモチベーションを高めるものとして評価できる。
- ベンチャー企業に対して、面接活用早期審査やスーパー早期審査を行っている点は、経済社会のニーズに応えるものとして評価できる。

- ユーザーからの評価結果（特許審査の質についてのユーザー評価調査報告書（令和2年9月発行））にも表れているように、面接・電話対応など面接等に対する取組も評価に値すると思われる。
- 改善項目であった漏れのない調査の強化、外国特許文献／非特許文献の調査の強化、面接審査等の重要な項目について継続して向上のための取組が行われている。
- 新規性喪失の例外規定を受けるための手続で押印が不要となり、テレワークに伴う面接・電話対応に関する「面接ガイドライン」が改訂されてメールでの補正案等のやり取りが可能となった（FAXの実質廃止も評価する）。
- リモートワーク下にあって、審査官同士の協議が活発に行われ、審査の効率向上や品質向上に向けて、AIなどを活用した自主的なソフトウェア開発などが行われており、このような取組は積極的に評価したい。
- 新型コロナウイルスの影響により、品質管理官による決済前のチェック・協議の実施件数が一時的に減少し、また面接・電話対応の実施件数も減少したものの、対ユーザー・審査部内などにおいてオンライン上のコミュニケーションの充実を図り、環境に柔軟に対応しながら引き続き品質向上のための取組を行っていたことが認められる。
- 起案支援ツールのテレワークへの対応は評価される。

<今後期待される点>

- 新型コロナウイルスの影響によるところであるが、品質管理官（技術単位担当）による決済前のチェック数、及び審査官間の協議数が非常に減少している点が懸念される。今後も本年度と同様の状況が続くものと予想されるため、必須協議対象案件を増やすなど積極かつ具体的な対策が求められる。コロナ禍を前提とした取組の在り方を検討されることが望まれる。
- 件数の多少を問題にするのではなく、決済前チェックなどで実施すべきものが迅速に実施されたか否かを見るべきであり、さらに均質性、進歩性の定着が重要である。
- オンラインのコミュニケーション・ツールも制約が多い状況にあるので、更なる改善を望む声もある。
- オンライン面接については、技術分野にもよるかもしれないが、電話面接の延長にしかない場合もあると思われ、直接面接の代わりとしては足

りない部分があると思われる。例えば、直接面接であれば、実物サンプル等を直接、見て、触ってもらうことで技術理解を深めてもらうことができるが、オンライン面接はその点が難しいと思われる。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- ユーザー評価調査では、判断の均質性についての評価の詳細を調査するため、進歩性判断の均質性の評価を尋ねる設問を追加する一方で、回答者の負担を考慮して先行技術文献調査の不満に関する設問の見直しを行うなど、調査手法の改善を行っていることは評価できる。
- 形式的瑕疵及び実質的内容を含めた品質管理が行われている。また、審査官（補）へのフィードバックのサイクルを早めるため、個別審査の評価について、通年で回答を受け付けるようにしたことは評価できる。
- “ユーザー評価調査”に対する対策は既に良い結果も出ており相応に評価されるべきと思われる。
- 継続的に審査品質に関する検証のための取組が行われている。ユーザー評価調査の調査結果報告書は外部公表されている。判断の均質性、進歩性の運用の改善に向けて、協議を活用するように働きかける取組が行われている。
- 外部の意見を積極的に取り入れて、改善に努めている点は評価できる。

<今後期待される点>

- 企業へのコンタクト数が激減した点が惜しまれる。取組全体についても、コロナ禍を前提とした仕組みの改革が望まれる。
- 外国人ユーザーからのヒアリングなどは強化すべきである。コロナ禍であれば、オンラインで比較的容易に応じてくれる可能性が高いのではないか。
- コロナ禍のため致し方ないと思うが、ユーザーに対する意見聴取の機会が少ない印象を受ける。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 品質監査、部分監査、個別案件の要因分析、ユーザーの評価調査、審判関連データと多段階でのデータを収集・分析し、課題抽出を行う体制が構築されている。内外乖離の主要因、PCT 出願対象の協議の有効性、ユーザー評価項目の重点課題など、品質向上のための具体的な課題が適切に抽出されている。
- 監査件数が多いとは言えないが、多方面からの分析を行っており、評価できる。

<今後期待される点>

- ユーザー評価調査については、他国の審査との比較に関する項目の結果を課題抽出に使えるのではないか。
- サーチの内外乖離について、サーチに問題のあるケースがあるということだが、サーチについてサーチの不十分さを生み出すサーチ方法の具体的問題点を検討する必要があると思われる。
- 進歩性の判断の均質性を確保するための取組が進展し、内外乖離案件の分析などが開始されていることは評価するが、その結果の外部公表はされていない。
- 課題の記述がやや抽象的なため、より具体的な課題の明記が望まれる（昨年度も類似の指摘があった）。誰にとっての課題かも同時に示されるとよい。
- 同一発明が複数国（例えば、日及び米欧中韓のうち少なくとも1ヶ国）に出願されているようなファミリーの案件ベースに、具体的な先行技術の引用状況や、拒絶理由通知の起案、権利範囲の内容を比較すべきである。色々難しいハードルはあると思われるが、日本知的財産協会などにも協力を要請するなどして、案件を収集することも考えられる。案件ベースの他

国・地域とのベンチマーキングが品質向上に大きく貢献することが期待できる。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下にもかかわらず、種々の改善策が講じられている。コロナ対策としても、面接ガイドライン策定、eラーニングによる研修、先行技術文献調査事業におけるオンライン活用拡大など適切な対策がとられている。
- サーチの重要性に鑑みると、出願件数の伸びが著しい中国の特許文献検索をオプションではなく、個別に発注できるようにしたことは評価できる。
- 審査官等のテレワーク化等新型コロナウイルスの影響に対する対応の迅速性はユーザーの利便にもよい影響を与えていると思われる。
- 中韓独語文献に対する文献に対する取組も評価される。
- 国際的に遜色のない水準の審査官数を確保しているとまでは言えないものの、新型コロナウイルス感染症の影響下において、テレワークを可能とする手続、基準、組織の調整によって審査の停滞を長期化させることはなかったなど、審査実施体制の改善の取組がされている。
- 新型コロナウイルスの影響による突然のテレワーク要請に対応する審査実施体制確立に遅れは見られたものの、オンライン利用を促進し、テレワーク環境下でも情報共有・調査実施など実効性ある審査体制が強化されていたことが認められる。

<今後期待される点>

- 他国と比して数の少ない審査官の確保については、2014年策定の長期計画に縛られず、その後の状況変化に応じた計画見直しが行われてもよい。
- 今後ともサーチツールの充実は重要である。

- 新型コロナウイルスの状況下、協議、企業へのコンタクトなどを例年と同様に行うことが困難であった点は十分に理解されるが、協議、企業へのコンタクトなどが昨年に比して減少しており、数字として改善状況を把握するのは難しい。
- リモートワーク体制への移行に伴った審査官とのコミュニケーション手段の改善はなされたが、民間の意識としては、決定に時間を要する印象があった。
- テレワーク環境下での実施体制について、十分と言えるかどうかは、今後の検証が必要と思われる。
- ①～③及び⑤については、良くも悪くも現状維持の域を出ない（後退も改善もしていない）、④については、コロナ禍に伴う当然の対策を「改善」と評価すべきか疑義がある。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 新型コロナウイルス感染症の影響にもかかわらず、種々の改善策が講じられている。コロナ対策としてもオンライン活用拡大など適切な対策がとられている。
- 品質管理官（技術単位担当）による決裁前のチェックは有効であると考えられるので、今後も継続されたい。
- ユーザー評価調査について、1年以内に査定された公開案件について、通年回答を受け付けることにしたことは、早期の対応を可能にするものとして評価できる。
- 「ユーザー評価調査報告書」図1：特許審査全般の質についての評価（全体評価）を見ると、概ね令和元年度の評価に比して、満足度は向上されていると思われる。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの常態化が現実的となってから、電子メールでの補正案等の送付を可能にする等の、品質管理の

取組の改善が早期に行われた。

- テレワーク環境下になった後も審査のバラつきが極端に増加したなどの声はあがっておらず、品質管理体制の適切な改善が進められている。
- ユーザー評価調査では、満足・比較的満足に関して前年度よりも向上している点は評価できる。

<今後期待される点>

- ユーザー評価によれば、判断の均質性、進歩性の運用、記載要件の運用、外国文献・非特許文献の調査等に対する満足度は未だ50%に達せず、著しく改善されているとはいえない。
- 面接の申込みや補正案等の2回目以降の送付打診等は審査官の登庁日に電話で直接連絡する必要がある問題などの審査体制の改善を後一步進めて欲しい。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で対面での情報発信が困難な中、国際会合、国際審査協力なども行っている。また、審査品質管理関連文書への外部からのアクセスが容易になるようホームページを改修し、また英語による発信も強化している。
- 審査結果をAIPN等を通じて英語で他庁に提供していることは、我が国特許庁のプレゼンスを高めるものとして評価できる。
- 庁内関係者、国内外クライアント・ユーザー、外国庁への審査品質に関する情報発信等を積極的に行っている。オンラインでの情報発信も充実してきている。

<今後期待される点>

- コロナ禍の状況では従前より情報発信の重要性が増しているため、より相手に届く情報発信の在り方を検討することが望ましい。
- 海外特許庁との協力関係をさらに推進していく必要がある。
- どのような点を強調することで信頼関係の構築に結び付けようとしてきたのか。実際に構築できたことを確かめる方法を工夫し実施することが望まれる。
- 外国に対する情報発信機会の多さに比較し、国内ユーザーに対する情報発信機会の不足を感じる。
- テレワーク環境下での実施体制について、更なる検証、改善は必要と思われる。
- コロナ禍のため致し方ないと思うが、ユーザーに対する意見交換会の機会（ユーザに対する情報発信の機会）が少ない印象を受ける。

2. 意匠審査の品質管理に関する評価結果

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。)

< 評価された点 >

- 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の作成、具体的手順を示す文書の作成、これらの文書の適切な管理がなされている。令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のため、意匠審査基準が改訂され、公開されている。
- 意匠法が大きく改正されたのに伴い、迅速に意匠審査基準及び意匠審査便覧を整備した。
- 図面等の手引き・ガイドラインについては、内容についても、以前と比べて具体性が増している点は評価している。
- 海外に向けても法改正の英訳公表の準備が進められていることが認められる。

< 今後期待される点 >

- 品質ポリシーの記述の順序や品質マニュアルとの関連づけについては、改善の余地があるように思われる。
- 審査基準等は、新しい保護対象についての記載が追加され、また全体の項立ての変更を行う等、見直しが進められている。具体的な判断内容について、一部に分かりにくい箇所も見受けられるが、今後、改善が進められることを期待する。
- 図面等の手引き・ガイドラインについては、必要に応じてさらに種類が増えることが望ましい。
- 周知活動についても最低限のことはなされているが、さらに積極的な活動を期待する。
- 「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」について、頻繁な改訂は難しいと思うが、平成 28 年に改訂が公表されてからは止まっている状況である。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 審査の進め方について「意匠審査基準」が定められ適宜改訂されている。品質管理の手順は、PDCA サイクル概念図とともに各項目の担当、手順などが詳細に示された「品質マニュアル」が作成されている。
- 令和元年の法改正に対応した審査基準の改訂を適切に行っている。
- テレワークに伴う面接・電話対応に関する「面接ガイドライン」が改訂されて、手続が明確となった。

<今後期待される点>

- 品質マニュアル等において、審査の質の向上との関係で能力向上のための研修の実施が挙げられているが、日常的に発見された問題とその改善における研修の役割との関係が明らかでない。審査長が日常的に指導したところで感じる審査官の問題点が、研修担当者との間でどのように共有され、審査官に共通する問題として研修に反映されるのかを明らかにした方がよいと思われる。それにより、品質管理との関係における研修の位置づけが明確に伝わると思われる。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。また、「概ね達成」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」は容易にアクセスできるように外部公表されており、審査に関わる職員に対する研修も着実に実施されている。

<今後期待される点>

- 令和元年改正に伴う改訂された意匠審査基準についての審査官の理解を深めるための研修を、施行後に生じた問題点のフォローを含めて、引き続き進める必要がある。
- 講義の理解度に関して、アンケート調査、テストによる評価は実施されているが、その結果は書かれていない。「理解されているかどうかを把握」のみならず、「理解されていることを確認した」・「理解不十分な部分の講義内容を改訂した」等の対応結果が欲しい。
- 公表された内容が必ずしも制度ユーザーの元まで届いていない。意匠制度のヘビーユーザーではない中小企業等まで周知することも、意匠制度の活性化のため検討されたい。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「概ね達成」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。他方、「良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 米国特許庁と比較し、審査官一人あたりの審査件数は2.3倍であるにもかかわらず、FA期間は米国の半分以下であり、審査システムの機械化やバッチ審査の導入等による審査の効率化により審査実施体制の充実が図られている。
- 平均的には審査の迅速化が図られていると思う。

<今後期待される点>

- 令和元年の法改正により出願件数の増加が見込まれるところから、更なる人員体制の強化が必要である。
- 引き続き、審査体制、人員配置の見直し、改正法に伴う保護対象の拡充に対応したデータベースの充実を継続していただきたい。長期的には、AI技術を利用した審査システムなどの検討にも取り組んでいただきたい。
- 少ない人数で短時間に処理している状況は、効率性という観点では評価に値し、米国並みに一人当たりの処理件数を下げる必要があるかは疑問である。むしろ本項目は、質の高い審査実施の体制が整えられているか否かを

判断すべきものであり、質の評価が第一にあるべき。質の高い審査を効率的に実施しているのであれば最高評価とすべきだが、審査の質にまだ改善すべき余地がある状況であれば、効率性よりもそちらを改善する体制作りをすべき（一人当たりの処理件数を下げること一つの改善策となりえる）である。（昨年度も同様の指摘あり）

- 審査官数全体の適正化というより、特に時間がかかっていると思われる「新たな保護対象」（画像、建築物、内装）や「関連意匠」の審査に要する一件あたりの時間（ST：標準時間）を計測し、分野・審査官によるバラツキなのかどうかを品質管理的なアプローチで分析し、効果的な人員配置や審査プロセスの見直しなどを行う必要があるのではないか。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。）

<評価された点>

- 品質管理に携わる職員の責任・権限が明確に定められている。品質管理施策の企画立案組織と、分析評価を行う組織により、審査品質の不断の改善に向けた PDCA がまわせる体制となっている。
- 他の実体審査国の品質管理と同様な品質管理の実施に取り組んでいることを評価する。
- ファーストアクションまでの期間が長期になることがほとんどない点は高く評価している。
- 審査長等が具体的な所掌を定めて責任者となる体制は評価できます。その実際の文章や実行についての検証の仕組みについて、さらに明確にするとよいと思う。
- 相対的には世界でも最高レベルでの審査がなされていると思う。

<今後期待される点>

- 関連意匠のように制度の拡充により新たな法解釈問題が生じる可能性のある分野については、適時の対応ができるようにするため、審査基準室との協議をするなどにより適切な品質管理を行うことが期待される。

- 他国の管理体制が必ずしも「世界最高水準」の管理体制とは限らない。他国の管理体制が日本の目指すべき最高水準の体制と言えるか否かも判断すべき。
- 3条柱書や、7条、出願変更の実質同一性の審査において、案件ごとに判断のばらつきを感じることが皆無ではないが、審査の迅速化との兼ね合いにおいて、概ね問題のないレベルにて管理されていると思う。案件によるため一概には言えないが、審査官によって審査に若干ばらつきがある点は、今後の課題だと思う。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も多数あった。）

<評価された点>

- 審査官と決裁者間の協議について、審査官間の審査のばらつき防止等の具体的課題を解決に資する案件を抽出している。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、「面接ガイドライン・意匠審査編」を改訂しオンライン面接を拡充するとともに、職員のテレワークによる審査を可能とする環境を整備している。令和元年の意匠法改正及び意匠審査基準の明確化に伴う審査基準改訂が行われ、審査官に対して、eラーニング等も活用して研修を行っている。
- 審査関連文書の整備・改訂、法改正に対応したシステム改修等に着実に取り組まれていること、建築物、内装、画像デザインについて関連資料の収集に努められていることは評価できる。
- オンライン面接が積極的に活用されるようになったことは、感染症対策として有意義であり、さらには首都圏の出願人と地方の出願人との利便性の格差解消に資するものと思う。
- 決裁者が、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」についてチェックを行っていることは、全体の統一感を形成する意味で有効であると評価する。審査のバラつきを防ぐための取組がなされている。実感として、以

前と比べると国際出願における特許庁からの理不尽なオフィスアクションは減っているように感じる。

<今後期待される点>

- 審査基準については、法改正後の新たな意匠の運用状況を見て適宜の時期に改訂を検討する必要があると思われる。
- 引き続き、意匠法改正に対応するための審査資料の収集、データベースの充実に取り組んでいただきたい。
- 内部向けの研修や外部向けの説明会・意見交換会は、制度改正の周知徹底や判断の均質性向上に効果が期待できるが、真に効果があったことの確認は、何らかの方法で調査する必要がある。
- コロナ禍であっても、オンライン等を介した面接機会の確保については、さらに努力が必要といえる。急な感染症対策のため、web 会議のシステム整備や、マニュアル整備が今後の課題だと感じる。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- ユーザー企業との意見交換の回数は昨年度実績を下回るものの、ユーザー評価調査を実施し、品質管理活動の検証を行っている。審判決との判断相違に関する統計データや分野ごとの傾向に関する分析を整理した情報を共有し、審判決との判断の乖離を縮減する取組を行っている。
- 内部での品質監査のほか、ユーザー評価調査やユーザー等との意見交換、ホームページで受け付けた意見等を踏まえて審査の品質を検証する取組を行っている。特定の出願における審査の質について、通年の意見募集をすることとした点は評価できる。
- 3条柱書や、7条、出願変更の実質同一性の審査において、案件ごとに判断のばらつきを感じることが皆無ではないが、審査の迅速化との兼ね合いにおいて、概ね問題のないレベルにて管理されている点が見受けられる。

- 統一のとれた審査に向けて、具体的なマニュアルに沿った検証・フィードバックをしていることは評価できる。できれば、そのフィードバック等がその後どの程度反映されているかの検証がなされると、なおよいといえる。

<今後期待される点>

- 外国人ユーザーからのヒアリングなどは強化すべきである。コロナ禍であれば、オンラインで比較的容易に応じてくれる可能性が高いのではないか。特に、外国人からの意匠登録出願が増加している分野は直ちに実行すべきだと思われる。
- 審決と判決との平仄だけではなく、結論や法的判断の妥当性についても、積極的に検討していただきたいと思う。特に、意匠法4条の解釈及び運用については、強い懸念がある。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 品質監査、部分監査、個別案件の要因分析、ユーザーの評価調査、審判決との判断相違の要因分析と多段階でデータを収集分析し、課題抽出を行う体制が構築されている。ユーザー評価調査など庁外の評価に基づき、重点項目と設定した「判断の均質性」、「拒絶理由通知の記載」について具体的な課題を抽出している。新型コロナウイルス感染症の拡大状況下での審査官と出願人のオンラインによる面接審査も迅速に導入している。
- 意匠法改正に伴い、画像意匠に関する分析と課題の抽出が行われている。
- 従前に比べ、ユーザーへのアンケートや意見交換会が積極的に行われていると思われる。

<今後期待される点>

- 改正法による新たな意匠審査の均質化を図るために、複数審査官による案件協議を強化する必要がある。その場合における審査長の関与の時期、役

割も明確にする必要がある。令和元年改正法により新たに認められた意匠について、それらの意匠に特定してその審査状況のレビューを行う必要がある。

- 審査の結果が均質であることは大変重要だが、「適切な法解釈や運用」が均質にされていることが重要だと考える。
- 新規性喪失の例外適用については、現状、制度ユーザーにとってかなりの負担となっており、出願を断念するケースも見られるので、早急な分析、課題抽出の必要性があると思う。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

<評価された点>

- 令和元年意匠法改正等への対応、新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応も含め、適切な取組がなされている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に対して、意匠の審査への影響は少なく、特段の対応や改善を求める意見は個人的には聞いていない。テレワークに伴う面接・電話対応に関する「面接ガイドライン」が改訂されてメールでの補正案等のやり取りが可能となった。
- 従前に比べ情報発信の頻度が高まり、ビジュアル的に分かりやすい資料が多くなったと感じられ、高く評価できる。
- 建築物、内装意匠及び画像意匠に対応した意匠分類の改正を行い、また、法改正や審査基準改訂に関する周知として、巡回特許庁や団体向け個別説明会等がなされたことについては、一定の評価をできる。
- 短い期間で審査基準の改訂を行う等、改善については概ね良好だと思う。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」という評価もあった。

(昨年度:「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。
他方、「極めて良好」という評価もあった。)

<評価された点>

- 令和元年意匠法改正等への対応、新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応も含め、適切な取組がなされている。
- 昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応した、品質管理の取組の改善を行ったことを確認にした。アンケート結果についても、全体的に向上し、均質性についても向上している。
- テレビ面接の促進や、捺印の廃止等、現況にそった改善が行われている点は、高く評価できる。

<今後期待される点>

- 研修の実施や法改正に伴うシステム改修など、多くの試みが行われているが、「改善」につながったことが分かる結果が欲しい。変更する行為は重要だが、それが改善を生んだか否かは確認が必要（ただし、改善が生まれなかった場合でも、問題点を明らかにし次の策の検討に進める姿勢があれば、それは改善の一部と言える）。課題の抽出も改善の一部と言えるが、さらにそれを解消することができて初めて改善と言うべき。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。

(昨年度:「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 新型コロナウイルスの感染症拡大の続く状況にもかかわらず、2020 年度後半に、日中の意見交換、新興国特許庁の意匠審査官を対象とした研修を行ったほか、APEC 知財専門家会合、INTA 総会の特許庁ブース、日中シンポジウムなどにより、令和元年の意匠法改正に基づく審査実務の見直しについて情報発信を行っている。

- 各企業との直接的な意見交換について、地方の企業への訪問等を積極的に行っている点は評価する。

<今後期待される点>

- コロナ禍の状況では従前より情報発信の重要性が増しているため、より相手に届く情報発信の在り方を検討することが望ましい。
- 今後とも外国意匠実務の動向については十分な情報収集に努めることが必要である。
- 外国特許庁とどのような点を協調することで信頼関係の構築に結び付けようとしてきたのか。そして実際に信頼関係を構築できたことを確かめる方法を工夫し実施することが望まれる。
- 周知活動が足りていないと感じる。
- 外部団体や諸外国との意見交換については、それによる具体的な成果等についても情報発信をできるとなるとよい。

3. 商標審査の品質管理に関する評価結果

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 立体商標制度の見直し等に伴い、商標審査の進め方が改訂、新型コロナウイルス感染症対応のための面接ガイドライン改訂を含め、「品質ポリシー」「品質マニュアル」その他品質管理のための具体的手順を示す文書が作成され、適切に管理されている。

<今後期待される点>

- 品質ポリシーの記述の順序や品質マニュアルとの関連については、改善の余地があるように思われる。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 審査の進め方について「商標審査基準」「商標審査便覧」「商標審査の進め方」に定められており、品質管理についてはPDCAサイクル概念図とともに各項目の担当、手順などが詳細に示された「品質マニュアル」が作成されている。
- 「商標審査の進め方」を公開していることも評価でき、手続の明確性は担保されていると思われる。

<今後期待される点>

- 審査官などの利用者が読みやすく、理解しやすいマニュアルになっていることが確認されていない（作成、提示側ではなく、利用者側の視点からの確認の必要性）。

- 立体商標制度以外にも審査の運用が変わってきている点があると思われるので、それらについても「商標審査の進め方」における明確化を期待する。
- 品質マニュアル等において、審査の質の向上との関係で能力向上のための研修の実施が挙げられているが、審査長が日常的に指導したところで感じる審査官の問題点が、審査官に共通する問題点として研修担当者との間でどのように共有され、研修に反映されるのかが明らかでない。その点を明らかにした方が、品質管理との関係における研修の位置づけが明確に伝わると思われる。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。

(昨年度:「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」は容易にアクセスできるように外部公表されており、審査に関わるすべての職員に対する研修も着実に実施されている。庁内での周知状況は良いかと思う。

<今後期待される点>

- 研修内容の理解度に関して、アンケートは実施されているが、その結果は書かれていない。「理解されているかどうかを把握」のみならず、「理解されていることを確認した」・「理解不十分な部分の講義内容を改訂した」等の対応結果が欲しい。
- 制度ユーザーに対する公表状況に関しては十分とは言えないと思われる。今年度、企業等との意見交換での紹介を37件ほどされたというのは多いのか少ないのか評価が難しいが、そもそも「品質ポリシー」や「品質マニュアル」が公開されていること自体周知されているとは言えないので、ユーザーに対する周知に関してはもう少し工夫が必要かもしれない。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。他方、

「良好」との評価もあった。

(昨年度:「概ね達成」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。他方、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 任期付審査官を商標部門で初めて採用し、育成体制の強化にも努めていることは評価できる。
- 今年度商標部門として初めて任期付審査官の採用をするなど、改善へ向けての努力は見られる。
- AI の利用についての検証作業を行っている点は評価できる。
- 急激な審査件数増加の中で、任期付審査官の採用、審査官補指導体制の見直し、審査官育成研修の充実化、審査業務効率化策について検討するプロジェクトの立ち上げを行うなどの各種対策を講じた結果、審査処理件数は増加傾向にあることを確認した。この点は大きく評価できる。
- 任期付審査官を初採用・審査官補指導体制の見直し・審査官育成研修の充実化及びオンラインを使用しての効率化など、審査件数増加の中で、各種対策を講じていることが認められる。また審査効率化のためユーザーの意見を聴取し、商品役務表示の審査の在り方について検討を加えるなどの工夫を積極的に行っていることが認められる。

<今後期待される点>

- 審査官ひとりあたりの審査件数が米国と比して 1.7 倍、出願件数は増加し、ファーストアクションまでの期間も長期化しており、世界最高水準の審査体制とは言えない。財政面で審査官数増加に限界がある状況で、民間調査者への外注について検討を行っており、早期の実現が期待される。
- 商標審査期間が約 1 年に達しており、ユーザーからはその改善が強く望まれている。
- 結果としての審査期間の短縮が図られなければ、審査実施体制として目標を達成できているとの評価はし難い。
- 当面の対応策としては更なる人員体制の強化が必要である。
- 国際的に遜色がない審査体制・人員配置の確立については、日本に固有の事情があれば配慮しつつ、これまでの審査品質を維持した上で、実質的により

ユーザーフレンドリーなシステムを確立するために引き続き取組を強化するよう期待する。

- 審査処理件数は着実に増加している中で、審査に要する時間が増大しているのが、「指定商品・役務の自由記載」の問題であると思われる。商標国内出願のうち、拒絶理由を通知された案件は全体の約34%であったところ、拒絶理由を通知した案件のうち、商品・役務の内容及び範囲が不明確との拒絶理由（商標法第6条）が占める割合は約42%であり、商標国内出願全体に占める同拒絶理由の割合は約14%と伺っている（2019年）。この問題も審査に要する一件あたりの時間（ST：標準時間）を計測し、分野・審査官によるバラツキなのかどうかを品質管理的なアプローチで分析し、効果的な人員配置や審査プロセスの見直しなどを行う必要があるのではないか。
- 審査官1人あたりの審査処理実績が米国の約1.7倍もあるのは品質管理の点から懸念事項かと思われる。
- 平均審査期間が約1年というのは長すぎる。審査官の数を増やしているようだが、まだ足りないと思われるので引き続き増員を願う。早期審査の申請をし、審査結果までに約5か月要したこともある。
- 審査官の数を増やせばよいというものでもなく、審査の質も重要である。最近拒絶の内容に疑問を感じるものが少なくなく、審査官の質向上のため、審査官補の研修／育成にもより一層力を入れていただきたい。特に、審査基準及び条文をしっかりと理解いただきたい。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「改善を要す」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 品質管理に携わる職員の責任・権限が明確に定められている。品質管理施策の企画立案組織と、分析評価を行う組織により、審査品質の不断の改善

に向けた PDCA がまわせる体制となっている。国際的に遜色のない体制で良好と評価する。

- 品質管理体制が確立されており、より適切な監査が実施できるよう限られた人数の中にもかかわらず必要な品質管理官の人員を確保するなど、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置であることが認められる。

<今後期待される点>

- 管理体制自体は整えられているものの、審査の迅速化が要請されている中で、審査の迅速化も品質管理の一環であると捉え、審査業務効率化プロジェクトの成果も品質管理の内容に取り込むなど、組織課題に応じた実際の運用の見直しも必要である。
- 体制の整備に結果が伴う不断の取組に期待する。
- 昨年度も指摘されているが、諸外国の品質管理体制と比較検討し、日本が取り入れてゆくべき点を明らかにするという姿勢が見えることが望まれる。
- 実際には審査の質が落ちているようにも感じられるため、実態として品質がしっかりと管理できているとは言えない。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 審査官数の増加に限界がある中で、AI 技術を用いた審査効率化に引き続き取り組むとともに、審査業務効率化検討プロジェクトにおいて、審査スキームの統一化に着手している点は高く評価できる。新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの業務効率化のためのシステム整備がなされ、オンライン面接を可能とする面接ガイドライン改訂を行っている。衆目案件をはじめとする必須協議案件での審査官・管理職官の協議により調査ノウハウ・知識の共有が着実になされている。

- 事件数の増加と人手不足が当面は解消しないと見込まれることを考えると、将来も見越して、AI の活用による審査業務の効率化の検証を行っている点は評価できる。
- 決裁方法の統一やチェックシートの活用、審査官と管理職間での知識共有やユーザーとのコミュニケーションなどは、品質向上に効果ある取組と思われる。さらに、テレワーク対応のためのシステム整備や審査運用の標準化も効果が期待される取組であろう。
- 品質向上のために必要とされる取組（決裁、協議、業績目標と審査官の評価、面接・電話対応、品質関連情報の収集・提供、研修、審査システムの整備等）を継続して実施していることが認められる。新型コロナウイルスの影響下にあってもテレワーク対応・オンラインによるコミュニケーションを充実させ、平常時と遜色ない取組を行ったことが認められる。

<今後期待される点>

- 審査の過程における審査官とユーザーとのコミュニケーションの中には、審査の均質性等についての指摘が含まれている可能性がある。審査官が面接段階で感じたユーザーの反応について、審査長に相談する機会が必要と思われる。
- ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えて、手続のオンライン化・合理化をさらに進めていただくことを希望する。
- 様々な情報などの分析や手引書などの審査官への提供は、自己研鑽につながるものと期待できるが、真に効果的に使われていることを確認する必要がある。
- 審査官・管理職間の協議、特に審査官相互の意見交換、を通じた知識共有を更に積極的に活用していただきたいと思う。
- 結果として審査の質が保たれているとは思えないため、取組の内容を精査・検証いただき、より質の高い審査の実現を期待する。
- 審査官のテレワーク化が進んでいるかと思うが、審査官に問い合わせると「テレワークのため今日は回答できない」と言われることがあった。テレワークでも折り返し電話等でご連絡いただくことは可能なはず。クライアントの事情等で急ぎ確認したい場合もあり、テレワークの場合は回答いただけないという対応は改善していただきたい。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。)

<評価された点>

- ユーザーとの意見交換の充実度は昨年度実績が示されていないため判断ができないが、ユーザー評価調査について昨年同様適切に実施され、情報共有が図られている。識別性判断及び審査官間の判断の均質性を重点項目として、改善につなげている。
- 品質監査やユーザー評価調査、ユーザー等との意見交換などを通じて、品質検証のための取組を行っている。ホームページ上で審査の質向上のための意見受付をしている点は評価できる。
- ユーザーとの意見交換・ユーザー評価調査を継続して行い、調査結果を公表するとともに識別性の判断の均質性を重点項目として情報共有し審査の質の維持・向上に努められ、品質検証のための取組が新型コロナウイルスの影響下にあっても継続して行われたことが認められる。

<今後期待される点>

- 重点項目とされた「審査官間の均質性」、「識別性の判断」に限らず、その他の項目についても、引き続き品質の維持・向上のための取組を推進いただくとともに、ユーザーからのコメントを踏まえてどのような改善策がとられたか、代表的な部分について公表されることを検討されたい。
- 中小企業などの small entity や、外国人ユーザーからのヒアリングなどは強化すべきである。コロナ禍であれば、オンラインで比較的容易に応じてくれる可能性が高いのではないか。
- 審決との判断相違の要因分析が審査部内で情報共有されている点は評価できると思うが、判決における判断は個別事情も考慮した判断が多いと考えられるので、審査一般に応用するべきかは慎重に判断していただきたいと思う。
- 結果として審査の質が保たれているとは思えないため、取組の内容を精査・検証いただき、より質の高い審査の実現を期待する。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 内部レビュー、決裁・品質監査を通じた分析、審判決との判断の相違の要因分析等を通じて、審査の質の分析と課題の抽出が行われている。
- 審査の質の分析が多岐にわたって行われており、それぞれの観点から課題抽出が行われたことが認められる。
- 特許庁内部のみならず外部の評価にも基づき分析している点は評価できると思う。

<今後期待される点>

- 決裁ガイドラインに沿った決裁の徹底と決裁運用の統一については、その点を実現するための具体的な方策を検討する必要がある。
- 各種取組において審査の質の分析と課題抽出を行った結果に基づいた、更なる審査品質の向上が期待される。
- 審査官の質向上のために一層注力されることを期待する。ユーザー評価調査結果と同意見であり、識別性の判断に関して均質性の向上に取り組んでいただきたい。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。)

<評価された点>

- 出願件数の急増により、ファーストアクションまでの期間も長期化し審査官一人あたりの審査件数は米国と比して1.7倍にもなる中、任期付審査官を商標部門で初めて採用するとともに、民間への調査外注の可能性の検

討、AI 技術を用いた審査効率化、審査スキームの統一化など、審査官数増加以外の方策も検討・実行している。

- 審査基準の要点提示は審査期間の短縮につながり得るものとして評価できる。
- 出願件数の増加の中、任期付審査官の採用・審査効率の積極的な検討など改善に取り組んでいることが認められる。また、新型コロナウイルス禍にあっても Web を利用した情報発信などの工夫が見られ、質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の改善が図られていることが認められる。

< 今後期待される点 >

- 増加する審査官補研修（補研修、官前後期研修）については、その時々 of 課題に応じて、柔軟に研修内容や課題設定を見直すべきである。
- 出願増加による審査期間の長期化という問題については、審査品質の維持を前提とした上で、引き続き審査処理期間の短縮に向けた取組を進めていただくことを希望する。
- 効率的な審査実施体制を導入した効果は次年度以降により大きく現れてくると思われる。継続的に体制の強化に努めていただきたい。
- 任期付審査官の採用などは評価できるが、急激な出願件数増加に対応できているとは言えない状況にある。他の先進国等と比較しても出願件数の伸びが低いところにも課題があると思われる。大量に出願する出願人への対応や、不使用商標に関する課題（審判の増加など）にも対応していく必要があり、ユーザー団体とも連携し、法改正や審査のプロセス見直し等に着手すべきである。
- 審査官の増員は評価できるが、数・質ともに更なる改善を期待する。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

< 評価された点 >

- 審査長による決裁が審査の質向上に最も貢献するものと考えられる。決裁方法の見直しを含む審査運用の標準化は、審査の質の向上、効率化に資するものとして、積極的に推進されるべきである。
- 審査スキームの統一化を行い、審査の質の向上及び効率化に向けた改善の努力が認められる。新型コロナウイルスの影響下においてもオンラインツールなどを適切に利用して対応を行い、品質管理の取組の改善を十分に行ったことが認められる。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に対して、商標の審査への影響は少なく、特段の対応や改善を求める意見は個人的には聞いていない。テレワークに伴う面接・電話対応に関する「面接ガイドライン」が改訂されてメールでの補正案等のやり取りが可能となった。

<今後期待される点>

- ユーザーからの否定的なコメントに対しては、そのコメントに対する考え方、及びコメントを踏まえてどのような改善策がとられたか、代表的な部分について公表されることを検討されたい。
- 審査スキームの統一やテレワークを可能にするシステム改修など多くの試みが行われているが、それらが「改善」につながったことが分かる結果が欲しい。変更する行為は重要だが、それが改善を生んだか否かは確認が必要（ただし、改善が生まれなかった場合でも、問題点を明らかにし次の策の検討に進める姿勢があれば、それは改善の一部と言える）。
- 改善に着手されていることは理解できるが、更なる改善を期待する。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が続く状況にもかかわらず、2020 年度後半に、日台、日韓、日中、日欧とのオンラインによる会合を通じて、特許

庁の品質管理システムについて情報発信し、プレゼンスの向上に努めている。

- 多くの会合で積極的な情報発信に努めてきた点は高く評価できる。
- 意見交換会などを通じてユーザーに積極的に情報発信を行っていることが認められる。

<今後期待される点>

- コロナ禍の状況では従前より情報発信の重要性が増しているため、より相手に届く情報発信の在り方を検討することが望ましい。
- 品質管理に関する各国との意見交換会を実施することは有意義であると考えられるが、その結果得られた情報を横断的に分析して、各国が品質管理について共通にかかえる課題やその解決方法について分析すべきである。
- 外国特許庁の挙げる課題に日本との大きい相違があれば何らかの形で公表するとともに、これらの成果のフィードバックが継続されることを期待する。
- どのような点を強調することで信頼関係の構築に結び付けようとしてきたのか。そして実際に信頼関係を構築できたことを確かめる方法を工夫し実施することが望まれる。
- 各企業、業界団体等との意見交換の機会をもっと増やしてもよいと思います。特に、中小企業との意見交換を増やすべきと考えます。

Ⅲ. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議した。

以下に、本小委員会の改善提言としてまとめる。

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

＜改善提言1 ユーザーとのコミュニケーションの充実＞（評価項目③、⑥～⑦、⑨、⑪に関して）

オンライン上のコミュニケーションも含め、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) コミュニケーションツールの選択肢を増やすことを検討されたい。
- (b) 登庁日しか審査官との電話連絡ができない点の改善など、テレワーク体制の更なる改善を期待する。
- (c) オンラインを活用するなどして、国内の大企業のみならず、海外企業、中小企業、スタートアップ等、多方面のユーザーとの意見交換等を引き続き実施されたい。
- (d) 特許庁ホームページ等を通じた情報発信・収集の更なる強化を期待する。特に特許庁ホームページにおける意見受付について一層の周知を期待する。
- (e) テレワーク環境下で可能になったコミュニケーション、新たに提供できる価値（「魅力的品質³」に該当する）もあると思われる。審査の質の向上には、「当たり前品質⁴」とともに、「魅力的品質」を伸ばしていくことが必要と考えられる。
- (f) コミュニケーションは双方向的なものであるから、ユーザー側の満足度だけでなく、審査官の満足度も高めるようにしていただきたい。

＜改善提言2 審査実施体制の強化＞（評価項目④に関して）

³ 充足されれば満足を引き起こし、不充足であっても仕方ないと受け取られる品質要素

⁴ 充足されて当たり前と受け取られるが、不充足だと不満を引き起こす品質要素

審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保を期待する。また、急増する外国文献への対応も含めた、効率的な審査環境の整備を期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 国際的な水準を考慮すると人員数の点で未だ改善の余地があると思われる。
- (b) 審査官の数だけでなく審査の質の確保も重要である。目標とする審査の質を確保するために何をすべきかという観点で目標設定し、審査実施体制の強化に取り組むことを期待する。
- (c) 審査の質の向上のため、継続的に研修を実施しつつ、研修効果の一層の定着を期待する。
- (d) 外国文献調査について、先行技術文献調査事業で中国の特許文献検索を個別に発注できるようにした点は評価できるが、外国文献の採択率の高い分野から優先的に対応するなど、より一層の工夫を期待する。
- (e) 審査業務へのAI技術等の導入が進んでいるが、更なる導入の検討を進められたい。

<改善提言3 ユーザーの問題意識・ニーズへの対応>（評価項目⑧、⑩に関して）

判断の均質性、進歩性の運用の改善等に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善するとともに、個別の要因分析等も実施し、ユーザーが納得できる審査を進めることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 均質性、進歩性に関するアンケート結果は良くなったが、不満回答数も多くなっている。どのような点が不満なのかを意見聴取できる仕組み構築とその意見対応を期待する。
- (b) 同一発明が複数国に出願されているようなファミリーの案件ベースに、具体的な先行技術の引用状況や、拒絶理由通知の起案、権利範囲の内容を比較すべきではないか。案件ベースの他庁との比較、ベンチマークが審査の質の向上に貢献するものと期待される。

<改善提言4 方針・手続・体制の更なる見直し>（評価項目①、⑤、⑨に関して）

ウィズコロナ・DX時代の社会環境の変化への対応も含め、質の高い審査を実現するための方針・手続・体制について、改めて見直しを行うことを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 基本問題小委員会において「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方ーとりまとめー」が示されたことに加え、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化が求められていることから、品質ポリシー、品質マニュアル、審査品質管理小委員会の運営方法等を今一度見直す良い機会と考える。様々な改善事項に関しても、リソースの制約条件を踏まえたメリハリのある対応に努められたい。
- (b) 品質ポリシーや品質マニュアルについて、更新すべき点がないか検討されたい。検討に際しては、社会環境の変化や伝わりやすさも考慮するべき。
- (c) 協議や品質監査の減少を懸念している。品質監査に基づく分析と対策は、品質管理の根幹である。ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えて、品質管理体制についても働き方改革を期待する。
- (d) テレワーク下での品質管理体制の効率化が十分であるか確認されたい。

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

＜改善提言1 ユーザーとのコミュニケーションの充実＞（評価項目①、⑥～⑨、⑪に関して）

オンライン上のコミュニケーションも含め、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) コロナ終息後も含めた今後の運用の課題として、オンライン面接の拡充に取り組まれない。
- (b) オンラインを活用するなどして、国内の大企業のみならず、海外企業、中小企業、スタートアップ等、多方面のユーザーとの意見交換等を引き続き積極的に実施されたい。
- (c) テレワーク環境下で可能になったコミュニケーションや、新たに提供できる価値（「魅力的品質⁵」に該当する）もあると思われる。審査の質の向上には、「当たり前品質⁶」とともに、「魅力的品質」を伸ばしていくことが必要と考えられる。
- (d) 審査基準やガイドライン等の審査マニュアルについては、適宜、実情に合った改訂を行い、その周知共有を徹底されたい。様々な属性の制度ユーザーへの公表・周知方法についても、引き続き検討されたい。
- (e) 特許庁ホームページ等を通じた情報発信・収集の更なる強化を期待する。特に特許庁ホームページにおける意見受付について一層の周知を期待する。
- (f) コミュニケーションは双方向的なものであるから、ユーザー側の満足度だけでなく、審査官の満足度も高めるようにしていただきたい。

＜改善提言2 審査官数の確保と審査体制の見直し＞（評価項目④、⑥に関して）

審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保を期待する。また、効率的な審査環境の整備や人員配置の見直しを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官数の確保及びその育成の充実に取り組むことを期待する。
- (b) 引き続き、審査体制、人員配置の見直し、意匠法改正に対応するための審査資料の収集及びデータベースの充実を継続していただきたい。長期的には、

⁵ 充足されれば満足を引き起こし、不充足であっても仕方ないと受け取られる品質要素

⁶ 充足されて当たり前と受け取られるが、不充足だと不満を引き起こす品質要素

A I 技術を利用した審査システムなどの検討にも取り組んでいただきたい。

- (c) 時間がかかっていると思われる「新たな保護対象」(画像、建築物、内装)や「関連意匠」の審査に要する一件あたりの時間を計測し、品質管理的なアプローチで分析し、効果的な人員配置や業務プロセスの見直しなどを行う必要があるのではないか。

<改善提言 3 ユーザーの問題意識・ニーズへの対応> (評価項目④、⑤、⑦～⑨に関して)

判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善し、ユーザーが納得できる審査を進めることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 新しい保護対象については、当面、庁内での審査における情報の交換等の頻度をより一層多くして、統一的な審査判断と均質性の向上に期待する。
- (b) 審査のばらつきについては、同一条文で拒絶した案件の比較検討や、ローテーションの際に前任の審査官と業務が重なる期間を設ける等によって、更なる審査の均一化、及び決裁者チェックだけでない体制作り等が考えられる。
- (c) ユーザー評価についても、更にサンプル数を増やすことで効果を高めることが期待できる。
- (d) ユーザーアンケートで審査全般の質が「比較的不満」「不満」と回答したユーザーともオンラインで意見交換を行い課題抽出・品質施策の理解促進につなげることも一案かと考える。
- (e) 改正法による新たな意匠審査の均質化を図るために、複数審査官による案件協議を更に強化する必要がある。その場合における審査長の関与の時期、役割も明確にする必要がある。令和元年改正法により新たに保護対象となった意匠について、それらの意匠に特定してその審査状況のレビューを行う必要がある。

<改善提言 4 方針・手続・体制の更なる見直し> (評価項目⑨に関して)

ウィズコロナ・DX時代の社会環境の変化への対応も含め、質の高い審査を実現するための方針・手続・体制について、改めて見直しを行うことを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 基本問題小委員会において「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業

財産権政策の在り方―とりまとめ―」が示されたことに加え、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化が求められていることから、品質ポリシー、品質マニュアル、審査品質管理小委員会の運営方法等を今一度見直す良い機会と考える。様々な改善事項に関しても、リソースの制約条件を踏まえたメリハリのある対応に努められたい。

- (b) 品質ポリシーや品質マニュアルについて、更新すべき点がないか検討されたい。検討に際しては、社会環境の変化や伝わりやすさも考慮するべき。

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1 ユーザーとのコミュニケーションの充実>（評価項目③、⑥、⑨、⑪に関して）

オンライン上のコミュニケーションも含め、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組の継続や、手続のオンライン化・合理化の検討をさらに進めることを期待する。
- (b) オンラインを活用するなどして、国内の大企業のみならず、海外企業、中小企業、スタートアップ等、多方面のユーザーとの意見交換等を引き続き実施されたい。
- (c) 特許庁ホームページ等を通じた情報発信・収集の更なる強化を期待する。特に特許庁ホームページにおける意見受付について一層の周知を期待する。
- (d) テレワークの状況でも電話等に対応できるよう検討を進めることを期待する。
- (e) テレワーク環境下で可能になったコミュニケーション、新たに提供できる価値（「魅力的品質⁷」に該当する）もあると思われる。審査の質の向上には、「当たり前品質⁸」とともに、「魅力的品質」を伸ばしていくことが必要と考えられる。
- (f) コミュニケーションは双方向的なものであるから、ユーザー側の満足度だけでなく、審査官の満足度も高めるようにしていただきたい。

<改善提言2 審査官数の確保と育成の充実>（評価項目④に関して）

審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保及びその育成の充実に期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官数の確保及びその育成の充実に取り組むことを期待する。
- (b) 審査官の増員と審査の質のバランスを保つことは難しいと思われるが、増加する審査官補に対して十分な指導を行うことができるよう体制の強化を期

⁷ 充足されれば満足を引き起こし、不充足であっても仕方ないと受け取られる品質要素

⁸ 充足されて当たり前と受け取られるが、不充足だと不満を引き起こす品質要素

待する。

<改善提言 3 出願増加への対応>（評価項目④、⑤、⑨に関して）

出願増加に伴う審査期間の長期化への対応については、審査品質の維持を前提とした上で、審査の効率化など審査実施体制強化のための取組を更に実施することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 出願増加による審査期間の長期化という問題については、審査品質の維持を前提とした上で、審査の効率化等、審査処理期間の短縮に向けた更なる取り組みを進めることを期待する。
- (b) 急激な出願件数増加への対応等については、課題を分析し、効果的な人員配置や業務プロセスの見直しを集中的に行うとともに、ユーザー団体とも連携し、制度の見直しに着手すべきではないか。

<改善提言 4 ユーザーの問題意識・ニーズへの対応>（評価項目⑥、⑧、⑩に関して）

審査官間の均質性、識別性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善し、ユーザーが納得できる審査を進めることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官間の均質性・識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。
- (b) ユーザーより寄せられた否定的なコメントについては、内容を分析し、課題抽出・品質施策への反映を行うと共に、実施した対応策について公表することを期待する。
- (c) 審査官と管理職間の協議の回数・内容が不十分の可能性もあると思われる。現状の頻度で問題ないか、改めて検証をお願いしたい。

<改善提言 5 方針・手続・体制の更なる見直し>（評価項目①、⑤、⑨に関して）

ウィズコロナ・DX時代の社会環境の変化への対応も含め、質の高い審査を実現するための方針・手続・体制について、改めて見直しを行うことを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 基本問題小委員会において「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方ーとりまとめー」が示されたことに加え、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化が求められていることから、品質ポリシー、品質マニュアル、審査品質管理小委員会の運営方法等を今一度見直す良い機会と考える。様々な改善事項に関しても、リソースの制約条件を踏まえたメリハリのある対応に努められたい。
- (b) 品質ポリシーや品質マニュアルについて、更新すべき点がないか検討されたい。検討に際しては、社会環境の変化や伝わりやすさも考慮するべき。
- (c) 新型コロナウイルスの影響下においても充実した品質管理体制をとれるような取組を継続していくことが望まれる。

IV. むすび

本年度の審査品質管理の実施体制及び実施状況についての評価を通じて、本小委員会による昨年度の改善提言が、特許庁の取組に反映されていることが確認された。

また、我が国の審査の質について、ユーザーから肯定的な評価を得ていることが確認されるとともに、ウィズコロナ／ポストコロナ時代への対応を機に、面接等のオンライン化、海外特許庁に対する国際審査協力のオンライン化など、デジタル化推進の取組も確認された。

本小委員会は、本報告書でまとめた審査品質管理の実施体制及び実施状況に関する評価結果や改善提言が特許庁の取組に反映されることを通じて、特許庁における審査品質管理の実施体制の一層の充実が図られ、オンライン上のコミュニケーションも含め、ユーザーである出願人や代理人である弁理士との協調も進み、審査の質の向上が継続されることを期待する。

審査の質に関する現状を分析・評価し、対策を講じることは品質管理の根幹である。ウィズコロナ／ポストコロナ時代の「新たな日常」を前提とし、社会環境の変化に対応した品質管理体制の構築や更なる改善を期待する。

参考資料

(参考資料1) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか							
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。	審査及び品質管理のための手続方法・フロー等の提示	審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。
③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。	公表状況、アクセス方法、職員への周知・理解状況等の提示	品質管理に関する方針・手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、かつその内容が職員に理解されている。	品質管理に関する方針・手続について、国内のユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。	品質管理に関する方針・手続について、公表され、かつ審査に関わる全ての職員に周知されている。	品質管理に関する方針・手続が公表又は職員に周知されていない。

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか							
④	審査実施体制	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。	審査実施体制、実施状況、他国との比較等の提示	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置が確立されていない。
⑤	品質管理体制	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。	品質管理体制、他国との比較等の提示	世界最高水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置が確立されていない。

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅱ．方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(1) 品質管理が適切に実施されているか							
⑥	品質向上のための取組	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質保証のための拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成した上で、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質向上のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおり実施されている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑦	品質検証のための取組	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質監査（サンプルチェック）、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組の状況、当該取組の結果から得られる定量データ等の提示	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成したうえで、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質検証のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑧	審査の質の分析・課題抽出	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。	サーチの質、審査判断の質、拒絶理由通知等の記載内容の質についての分析方法、分析結果、抽出された課題等の提示	審査の質の分析と課題抽出が十分に、かつ、総合的な視点から行われている。	審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。	審査の質の分析と課題抽出が概ね行われている。	審査の質の分析と課題抽出が行われていない。

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅱ．方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(2) 継続的改善が適切に実施されているか							
⑨	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われ、かつ、優れている。	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われている。	方針・手続・体制に対する改善が概ね行われている。	方針・手続・体制に対する改善が行われていない。
⑩	品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	審査の質の分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示	品質管理の取組の改善が十分に行われ、かつ、優れている。	品質管理の取組の改善が十分に行われている。	品質管理の取組の改善が概ね行われている。	品質管理の取組の改善が行われていない。
Ⅲ．審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか							
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。	審査の質向上に関する取組の情報発信の状況、外国庁等との会合や審査官の派遣又は受入状況、PPHの利用状況等の提示	審査の質向上に関する取組の情報発信が意欲的に国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との継続的な協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国外に行われていない。

(参考資料2) 令和2年度の評価結果一覧

※評価基準は「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」の4段階

評価項目		特許審査	意匠審査	商標審査
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	極めて良好	極めて良好	極めて良好
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	極めて良好	極めて良好	極めて良好
③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	極めて良好	極めて良好	極めて良好
④	審査実施体制	概ね達成	概ね達成	概ね達成
⑤	品質管理体制	良好	良好	良好
⑥	品質向上のための取組	良好	良好	良好
⑦	品質検証のための取組	良好	良好	良好
⑧	審査の質の分析・課題抽出	良好	良好	良好
⑨	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	良好	良好	良好
⑩	品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	良好	良好	良好
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	良好	良好	良好